

平成 22 年 7 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社 日本エスコン
代表者名 代表取締役社長 直 江 啓 文
(J A S D A Q ・ コード 8892)
問合せ先 執行役員 古 川 格
電 話 06-6223-8067

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、本日付で、平和不動産株式会社に対して、下記の通り、売買代金支払請求訴訟を東京地方裁判所に提起いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起した裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成 22 年 7 月 8 日

2. 訴訟を提起した相手

- (1) 商 号 平和不動産株式会社
- (2) 所 在 地 東京都中央区日本橋兜町 1 番 10 号
- (3) 代 表 者 代表取締役社長 吉野 貞雄

3. 訴えの内容

(1) 請求内容

当社及び平和不動産株式会社(以下「平和不動産」という。)との間の、大阪市淀川区所在の土地及び建築建物(以下「本不動産」という。)に係る売買契約、又は本不動産に係る信託受益権についての平成 20 年 5 月 28 日付信託受益権売買契約(以下「本売買契約」という。)に基づく、売買代金 2,865 百万円(消費税・地方消費税を含む。)及び当該売買代金に係る遅延損害金の支払請求

(2) 請求原因の概要(当社の主張概要)

平成 20 年 5 月 28 日付で、当社と平和不動産との間で本売買契約を締結し、平成 21 年 3 月 31 日までに当該信託受益権を平和不動産に引き渡し、平和不動産から本売買契約の売買代金の支払を受ける予定となっていました。当社は、平和不動産の意向に従い本不動産のうち土地を取得し、本売買契約を履行するため平和不動産の意向に従った建物を建築しましたが、その後、平和不動産より、本不動産を現物で購入したいとの申入れがあったため、平成 21 年 2 月 27 日に平和不動産への本不動産の引渡をすべく準備を予定通り行っていました。

しかし、当社が平成 21 年 2 月 20 日付で、平成 20 年 12 月期決算短信及び有価証券報告書における継続企業の前提に関する事項について、注記(以下、「本注記」という。)する決議を行った旨発表をいたしましたところ、平和不動産より、本注記が、本売買契約における当社の表明保証事項に抵触しており、取引前提条件を欠くことになるため、本売買契約を履行することが出来ない旨の連絡がありました。

当社といたしましては、本注記は、本売買契約における表明保証事項に抵触する事象には該当しないものと考え、平和不動産に対し、繰り返し本売買契約の履行又は本不動産の現物での購入を求めてまいりました。

しかしながら、現在に至っても当該取引の履行がなされず、かつ、平和不動産は当該取引の履行を行う意思をみせておりません。そのため、当社といたしましては当該取引の履行による売買代金の支払を受けるためには訴訟による他はないと判断し、事業再生ADR手続（平成21年6月～10月）、社債対応手続（平成21年6月～平成22年1月）、第15期株主総会手続（平成22年3月25日）等と平行して訴訟提起の準備を進めてまいりましたが、今般準備が整いましたので訴訟の提起を行ったものであります。

4. 今後の見通し

当社といたしましては、平和不動産の意向に従って土地を取得し、建物を建築したにも関わらず、平和不動産が上記取引を履行しないことは、本注記が表明保証事項に抵触していない以上、本売買契約の債務不履行に該当すると確信しており、訴訟においては当社の正当性を主張して争う方針です。なお、今期の業績予想は本売買契約が履行されることを組み入れておりませんが、訴訟の推移等により今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上